

令和5年度 第3回日進市男女平等推進審議会 議事要旨

日 時 令和6年1月31日（水）午前10時～11時頃
 場 所 日進市役所 本庁舎4階 第1会議室及びオンライン
 出席委員 渋谷典子、山田環、小倉祥子、横井寿史、加藤豊司、原田義弘、
 杉浦健太、中尾猛、松岡成子、風岡美紀（敬称略）
 欠席委員 可児康則、塩満綾香（敬称略）
 事務局 大鐘徹也（市民協働課長）、小濱美紀（同課主幹）、
 松田涼輔（同係主事）、中村絵梨佳（同係主事）
 傍聴の可否 可
 傍聴の有無 有（1名）
 協議事項等
 （1）ファミリーシップ宣誓制度について

議事及び発言内容

発言者	内 容
	開会
事務局	市民協働課長あいさつ
事務局	審議会概要説明、資料確認
事務局	開会を宣す
会 長	次第に沿って進行
	傍聴者の入室（1名）
会 長	会長あいさつ
会 長	1月1日の地震で、心落ち着かない日々を過ごされていることと思う。ご関係者が被災されていらっしゃる方にはお見舞い申し上げたい。男女平等参画・ジェンダーの視点で被災地の状況を確認していこうという動きが、すでに広がっている。今日の議題はファミリーシップ制度だが、このことにも関わってくるのではないかと考えている。万が一、被災した時にも、ご自身が大切にしている方と暮らしていきたい。でも法律や社会的なハードルがあって一緒に過ごせないようなこともあるかもしれないと考えていた。ファミリーシップ制度についてしっかりと議論していただき、普段の暮らしだけでなく、いざというときにもこのような制度が活かされていくようになることを願っている。
	（1）ファミリーシップ宣誓制度について
事務局	前回の審議会での諮問の内容について、ファミリーシップ制度の内容について資料5（現在日進市が行っているパートナーシップ宣誓制度の利用の手引き）を基に説明。窓口やホームページで公開されている。日進市パートナーシップ宣誓制度はパートナーシップ関係にある方々の宣誓を市が尊重し宣誓書の受領証・受領カードを交付するもの。税金の

	控除や相続といった法的な効力はないがお二人がお互いを人生のパートナーとして自分らしくいきいきと生活することができるよう、市が二人の思いを尊重し応援する制度となっている。現在市としてある制度がパートナーシップ宣誓制度のみで、お二人間の関係を証明するものとなっているが、手引きの中に宣誓することが出来る方や宣誓の要件、必要なもの、宣誓の流れが記載されている。
事務局	制度の導入は令和5年3月だが、手引きの発行が11月となっているのは一度内容を改め修正したため。変更された部分は8ページの愛知県内自治体連携協定についての部分で、同じような制度を導入している市町同士で連携をとり、宣誓制度を利用されている方が引っ越しをする際、引っ越し先が連携市町である場合に手続きが簡素化できることを目的として協定を結んでいる。本来日進市から他市町に引っ越し際には、宣誓証を返却してもらい、また他市町で宣誓してもらうことになるが、返却の手順を省略することができる。連携先の他市町で引っ越しの手続きをする際にパートナーシップ宣誓し、そこで同時に日進市の宣誓証を返却してもらい、他市町から返却の連絡が入る形になる。
事務局	資料3について説明。県内の主な市町村と、愛知県の状況をまとめたもの。日進市のファミリーシップ宣誓制度案は、子だけでなく親族を含める点、性的マイノリティの方だけでなく事実婚の方も利用できる点で、同じような制度は令和6年4月導入予定の愛知県ファミリーシップのみ。
事務局	資料1について説明。子どものみを認証している自治体も多いが、日進市では愛知県や豊田市のような三親等内の近親者等を含めた宣誓が可能な制度を考えている。第7条、第8条では、近親者等の氏名等を記載・削除できる内容を記載予定。15歳以上の近親者等の氏名等を宣誓書に記載する場合は、自署した同意書を必要とする。以前の審議会で、親が宣誓をする場合の子どもの意思確認をどうするか、といった意見があったが、15歳を迎えた子どもは申立てをすることで氏名等を削除できる制度とする。
事務局	資料4について説明。
会長	事務局から説明があったが、質問や意見はないか。
委員	そもそも、パートナーシップ制度があって、これからファミリーシップ。他の市町を見ると、「ファミリーシップ制度」として一緒になっているが、そのイメージなのか。
事務局	新しくファミリーシップ制度を導入するわけではなく、あくまで既存のパートナーシップ制度の拡充を図るイメージ。名称については、他の市町村を見ても、「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」としていているところと、まとめて「ファミリーシップ制度」としていているところがある状況。日進市は、多少長くなるが、「パートナーシップ・ファミリー

	シップ」という表記を予定している。
委員	手引きに記載されている現在の要綱だが、16頁の「無効となる宣誓」の記載位置がずれていないか。
事務局	本来なら第10条の上にくるもので、修正する。
委員	ファミリーシップのみを宣誓することは可能か。
事務局	あくまでパートナーシップに加え、子を始めた近親者等を含めたファミリーシップについても宣誓ができるようにするもの。
委員	そのことは規約から読み取れるようになるか。
委員	趣旨にも「パートナーシップの関係にある二人と」とあるため、読み取れるのではないか。
事務局	事務局としてもそう考えている。第2条については、用語の定義で「パートナーシップ」は消すこと無く「ファミリーシップ」を追加する予定。現行のパートナーシップにかかわる部分の要綱は残していくので、要綱上もそのように読み取れるようになる予定。
委員	愛知県の制度と、県内各市町の制度との関係性はどうなるのか。
事務局	こちらで把握している範囲で説明をする。まず、愛知県の制度を利用できる対象者は愛知県民全体であり、日進市民は愛知県と日進市の制度のどちらも利用することができるようになる。現在、県内いくつかの市町は連携協定を結んでいるが、愛知県は各市町村とは連携協定は結ばない予定だと聞いている。そのため、日進市から他の連携市町へ引っ越しをする際には手続きが簡素化されるが、連携の無い市町へ引っ越して愛知県の制度を利用する場合は、返還手続き等が必要になる。
事務局	宣誓によって利用できるサービスについて。日進市の宣誓書受領カードで愛知県のサービスが利用できるか、また、その逆ができるかについては現在県と各市町で調整中。
委員	愛知県の制度は、オンラインで宣誓が可能となる予定だと聞いている。日進市でも、こうした宣誓方法の検討はどうか。
事務局	愛知県も、岐阜県を参考にしたいと聞いている。県が制度を導入する際には、県民が対象となるため、県庁まで遠い県民が多くいることもふまえ、オンライン宣誓が導入されていると考えている。日進市においては基本的には市民が対象であるため、市役所に来庁してもらい、本人確認や宣誓の意思確認を対面で行う運用を行っている。ただ、利便性の面を考え、11月以降は日進市に住民票がある方の場合は、住民票の提出を不要とするなど、宣誓しやすくする工夫は行っており、今後も検討していく。
委員	オンライン申請の補足だが、小さな規模の町だと、役場に知り合いがいて申請に行けないという声があった。オンラインにはこういった効果もある。
委員	保護者が、宣誓する二人の関係に反対している場合でも、宣誓は可能な

	のか。
事務局	15歳以上の近親者等の記載には同意書が必要であるため、反対する保護者は同意書に自署しないことが想定される。そのため、その反対する保護者を含めたファミリーシップ宣誓はできない。ただし、その保護者を除く他の同意書を得た近親者等の記載は可能。
委員	両親とも入れないということも可能か。
事務局	可能という認識。二人だけでも、他の近親者等を入れても可能。
委員	愛知県の制度と日進市の制度で違いがでた場合はどちらが優先されるのか。
委員	それは両方で宣誓を行った場合か。
委員	はい。
事務局	宣誓者が県制度か市制度のどちらを選ぶか、になる。制度は、それぞれ別の制度という位置づけ。制度の違いを理解していただき、自分にあった方を利用してもらうことになると思う。
委員	第7条の近親者等の記載について、15歳以上は同意書が必要とのことだが、15歳未満の子どもは同意書が必要ないということだと思うが、大丈夫なのか。
事務局	他の市町・愛知県での状況を踏まえ、それに合わせる形で15歳とした。 また、養子縁組の際にも、養子が15歳未満の場合は親権者等が養子にかわって養子縁組に合意するようになっている。そのような実例も参考に、15歳未満に設定している。
委員	制度が整えられて広がっていくことで周りの考えが変わっていくきっかけになる。いち早く日進が取り入れて人々の考えが変わり、使いやすい制度になっていくと良い。
委員	緊急時にもパートナーシップ・ファミリーシップを使うことで子どもを託せる相手が増えることにもなる。活かしていけると良い。
会長	答申という形で進めていきたいと思うがいかがだろうか。
一同	異議なし、賛成
会長	では答申案という形で預からせていただく。 日進市長宛てに日進市男女平等推進について（答申）日進市男女平等推進条例平成19年日進市条例第23号第24条第2項に基づき令和5年10月27日付諮問について下記の通り答申させて頂く。 1 ファミリーシップ宣誓制度について日進市男女平等推進審議会では諮問を受け協議した結果ファミリーシップ宣誓制度を日進市で導入することを求めます。導入に当たっては別添骨子（案）に沿って進めて下さい。 こちらでよろしいか。
一同	賛成。

会 長	では（案）をとらせていただき、事務局と調整しながら推進していく。 事務局に進行をお返しする。
事務局	議事進行ありがとうございました。委員の皆様も貴重なご意見ご審議ありがとうございました。以上を持ちまして令和5年度第3回男女平等推進審議会を終了致します。次回の会議については予定が決まり次第ご案内いたします。